

# 運賃改定のお知らせ

令和元年 9 月吉日

お客様には、いつもタクシーをご利用いただき、誠にありがとうございます。

京都市域交通圏※1のタクシーは、消費税増税に伴いまして、**令和元年10月1日**

**(火) より運賃を改定させて頂くこととなりました**のでお知らせいたします。

今後も、より一層の安全・安心・快適なタクシーサービス提供に努めてまいりますので、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

## ※1. 京都市域交通圏

【京都市(旧京北町を除く)、向日市、長岡京市、宇治市、八幡市、城陽市、京田辺市、木津川市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡、相楽郡の地域】

☆運賃は以下のとおりです。(上限運賃額で表示しています。)

現行運賃					改定運賃				
車種	初乗		加算		車種	初乗		加算	
	距離	運賃	距離	運賃		距離	運賃	距離	運賃
特定大型車	1.2km	490 円	180m 毎に	80 円	特定大型車	1.2km	500 円	177m 毎に	80 円
大型車		470 円	200m 毎に		大型車		480 円	197m 毎に	
普通車		450 円	255m 毎に		普通車		460 円	252m 毎に	

・深夜早朝の割増運賃の適用時間は**午後 10 時から午前 5 時まで**の間です

※運賃改定の詳しい内容は、インターネット(<https://kyoto-taxi.or.jp>)をご覧ください。



一般社団法人  
京都府タクシー協会  
Kyoto Taxi Association

京都タクシー業務センター